

I 委員会の設置について

次の委員会を設置する。

1. アカデミー委員会【名称変更】

- (1) Active Citizenとしての即戦力の育成
- (2) 退会者の減少に向けての企画・実施
- (3) 日本の将来を担う次世代に対する教育の質向上推進事業の企画・実施・運営
- (4) LOMへの拡大支援【ブロ連】
- (5) 各事業におけるSDGsの推進
- (6) 本会・東海地区協議会の事業・運動の推進及び連携

資格：出向者は入会3年未満且つ、出向者は各LOM2名以上。

2. ESG投資社会推進委員会【新設】

- (1) 地域の成長戦略を描く運動の企画・実施
- (2) 地域の自立性を高め新たな価値を創出する事業の企画・実施
- (3) 第2回静岡Webフォーラムの運営
- (4) LOMへの拡大支援【ブロ連】
- (5) 各事業におけるSDGsの推進
- (6) 本会・東海地区協議会の事業・運動の推進及び連携

資格：出向者は各LOM1～2名程度。

3. 価値デザイン確立委員会【名称変更】

- (1) 地域の質的価値を創造する推進事業の企画・運営・実施【ブロ連】
- (2) 第54回静岡ブロック大会Web大会の設営
- (3) LOMへの拡大支援【ブロ連】
- (4) 各事業におけるSDGsの推進
- (5) 本会・東海地区協議会の事業・運動の推進及び連携

資格：出向者は各LOM1～2名程度。

4. ファイナンシャルリテラシー教育委員会【名称変更】

- (1) 日本の将来を担う次世代に対する教育の質向上推進事業の企画・実施・運営
- (2) 各種選挙における討論会の実施
- (3) LOMへの拡大支援【ブロ連】
- (4) 各事業におけるSDGsの推進
- (5) 本会・東海地区協議会の事業・運動の推進及び連携

資格：出向者は各LOM1～2名程度。

5. 共感ネットワーク構築委員会【新設】

- (1) 日本の地域に即した権限移譲モデルの策定に関する調査・研究【プロ連】
- (2) 日本の将来を担う次世代に対する教育の質向上推進事業の企画・実施・運営
- (3) 第1回静岡Webフォーラムの運営
- (4) 国内で発生した災害、疫病に対する支援
- (5) U-11J Cカップ少年少女サッカー大会にかかわる業務
- (6) LOMへの拡大支援【プロ連】
- (7) 各事業におけるSDGsの推進
- (8) 本会・東海地区協議会の事業・運動の推進及び連携

資格：出向者は各LOM1～2名程度を募集。

6. 事務局

- ・各種会議の設営、資料管理並びに議事録の作成
- ・各地会員会議所との相互調整
- ・会頭公式訪問の実施
- ・ブロック公式訪問の実施
- ・ホームページ運営
- ・その他協議会運営に必要とされる業務の遂行

資格：出向者は若干名の希望者とする。

7. 財政局

- ・協議会の会計管理
- ・協議会事業におけるコンプライアンス管理
- ・本会並びに会計監査人グループとの連絡調整

資格：出向者は若干名の希望者とする。

また、東海地区協議会財政審査特別委員会への出向を伴うものとする。

II 委員会の運営について

1. 各地会員会議所の共通する課題を捉えた事業の展開を図る。
2. 担当副会長との密接な連絡により、委員会の円滑な促進を図る。
3. 委員会開催にあたり、十分な連絡と調整により全委員が出席できるよう努める。
4. 委員会は、以下のとおりスタッフを選任することが出来る。

副委員長 3名以上5名以内

運営幹事 1名以上3名以内

会計幹事 1名

5. 委員会は、委員長、副委員長並びに運営幹事の自主的な運営により開催し、事業実施後は速やかに

その報告書を提出することを義務付ける。

6. 副委員長は、委員長と連絡を密にして、委員長を補佐する。
7. 運営幹事は、委員長並びに副委員長の補佐として各会議の運営並びに連絡等に関わる業務を行う。
8. 会計幹事は、委員会会計を統括し、委員長並びに財政局長との調整により適切な会計処理を行う。

Ⅲ 各種会議の開催について

1. 合同会議は年2回とし、2月、10月に開催する。ただし、災害、疫病等の状況により中止もある。
2. 上記以外の委員会の開催は委員会によって決定するが、開催に当たり最低1か月前までに各委員に示すこととする。
3. 会議に当たってはメンバー全員が参加できるよう配慮する。
4. 役員会議並びに会員会議所会議のペーパーレスでの実施を原則とし、効果的な運営を図る。また、一部の会議にあっては、在宅会議にて実施する。
5. 役員会議並びに会員会議所会議の開催については別に定める。

Ⅳ 財政の運営について

1. 公益法人会計基準及び公益社団法人日本青年会議所が採用する会計基準に準拠し、効果的で且つ、適切な運営を図る。
2. 会費、登録料については、予算のチェックを厳正に行い、収支差のない運営を図る。
3. 事業費・委員会費については、予算準拠主義を基調として行うものの、それぞれの事業の持つ無限の可能性を制限しないよう決算準拠主義とのバランスを持たせた会計管理を行う。

Ⅴ 公式訪問について

1. 公益社団法人日本青年会議所、東海地区協議会、静岡ブロック協議会に関わる認識を深め、当年度及び当年度以降の静岡ブロック協議会への要望並びに意見交換の場とすることを目的とする。
2. 原則として、静岡ブロック協議会役員による例会訪問形式にて実施する。
3. 別紙スケジュールに基づき開催する。

Ⅵ ブロック大会Web大会について

1. 青年会議所運動に関する意識の高揚と行動に繋げる場とすると共に、市民に青年会議所運動を発信する場として開催する。
2. ブロック大会担当委員会を設置し、主管LOMとの十分な連携を図り、企画運営を行う。
3. 本大会の主管は榛南青年会議所とする。
4. ブロック大会の登録は、全会員登録とする。

VII Webフォーラムについて

1. 開かれたリカレント教育の場とすると共に、市民に青年会議所運動を発信する場として開催する。
2. 第1回Webフォーラムの運営担当を共感ネットワーク構築委員会とする。
3. 第2回Webフォーラムの運営担当をESG投資社会推進委員会とする。
4. 原則として、リアルタイム配信とし、各事業のパートナーLOMを会場としての配信を行う。
5. 原則として、開催月の各週実施を行う。

VIII ブロック選出による公益社団法人日本青年会議所出向委員について

1. 静岡ブロック協議会による出向委員は、各地会員会議所理事長の責任ある推薦をもって選出する。
2. 委員は、原則として会員会議所会議並びに委員会に出席する。